

第四十一号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十の項及び十一の項を次のように改める。

十及び十一 削除

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

歯科技工士法等の一部が改正され、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されたことに伴い、歯科技工士国家試験の実施及び歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。